

組合員の所属支部基準等について

2013年4月24日

広島大学教職員組合

執行委員会

1. 所属及び支部に関する問題点について

(1)センター等の学内共同施設に関する所属支部の扱いの難しさ

①最寄りの支部所属とするケース

総合博物館（教育近隣） → 教育学研究科支部

ナノデバイス（工学部近隣） → 工学研究科支部

技術センター（分散） → 最寄りの支部（工学支部、理学支部等）

情報メディア教育研究センター（分散） → 最寄りの支部（総合科学部支部、工学）

外国語教育研究センター（総科内） → 総合科学部支部

②最寄り支部教職員との交流の少なさ、指揮命令系統の違いから本部支部所属とするケース

北京センター（教育内）

国際センター（教育内。ただし、当該センターは大学本部、学生プラザの3カ所あり）

例えば、「自分のところの労務問題を教育支部に要請するのは双方に異和感あり」

③研究領域の重なり・類似性による支部所属とするケース（？）

環境安全センター（最寄りは国際協力研究科） → 工学研究科支部

(2)所属支部の曖昧化

①複数の大学院等の兼任者の存在

②学部→大学院への移行、大学院再編成による所属支部の曖昧化

2. 所属支部基準作成にあたっての前提事項について

(1)基準作成にあたっての観点

①組合活動が実質的意味を持って行なわれる単位は何か？（西村前委員長）

②支部活動の基本課題は何か？

（ア）発生した労働問題及び労働条件改善等に関する相談先であり、支部での対応と交渉

（イ）支部組合員同士の親睦と交流

（ウ）本部との連携・共同による、支部で発生した労働問題の解決及び労働条件改善等の活動

③どこの支部総会に参加するのが最もしっくりするか？

(2)所属支部基準づくりの二側面について

①指揮命令系統（所属）の同一性

（ア）プラス面

指揮命令系統（所属）の同一性（上司の共通性）は、発生する労働問題等が共通性を持つ可能性が高くなり、また、（第一次的な）交渉先も同一性を持つ。

(イ) 問題点

a. 分散化＝多数の個別・独立支部化の問題

指揮命令系統（所属先）の観点からは、センターのほとんどは個別・独立的になる。いずれの支部に属することもセンター同士の共同にもなじまず、したがって、個々のセンターが個別支部になるか、あるいは、本部支部所属とするかになる。しかし、前者は現実問題として少人数であることから支部運営が不可能となる可能性が高く、後者は本部支部としての共通基盤が成立しないことから活動は困難性を持つ。

b. 一つのまとまり（集団性）をつくることが困難な場合がある

例えば、事務職の指揮命令系統は大学本部を頂点にしてつくられていると考えられるが、日常的な業務遂行においては各部局等事務の自立性は高いのではないかと思われる。つまり、勤務場所による相対的独立性が高く、指揮命令系統でのまとまり（集団性）は弱いと考えられる。

② 労働・職場環境の共通性（場所性）

(ア) プラス面

労働・職場環境の共通性（場所性）は、労働・職場に関して発生する問題の共通性が高くなる。

(イ) 問題点

a. 一つのまとまり（集団性）となることの困難性

センター等において、指揮命令系統や研究領域の違いから、その場所の支部組合員との交流が少なく、同じ集団性になりにくい問題がある。

b. 指揮命令系統の違いによる交渉の難しさ

センター等において、指揮命令系統（所属、上司）がその場所の支部の当該系統と異なることから、指揮命令系統に関する労働問題が発生したとき、その場所の支部が担当することの異質さと難しさがある。

3. 組合員の所属支部基準について

(1) 基本は、主たる勤務場所で所属支部を判断し、主たる勤務場所に支部が存在しない場合は最寄りの支部に所属するものとする。（場所性基準）

労働環境・職場環境の共通性が強く、実際の顔が見える関係性が強い。このことは同一集団性及び発生する問題の共通性が高くなり、相談や交渉、親睦や交流がもっとも容易となると考える。

でき得る限り、この基準を適用して所属支部を決定する。

なお、この場所性を基準としたときに発生する上記問題点については、次のように整理する。

「a. 一つのまとまり（集団性）となることの困難性」については、しかしながら、日常的に顔を合わせる機会が存在し、また、同一支部としての認識により、集団性・共同性が育まれる可能性を追求（期待）する。

「b. 指揮命令系統の違いによる交渉の難しさ」については、後述の対応を取る。

(2) 「場所性基準」よりも指揮命令系統（所属先）基準または教育・研究領域（類似性）基準に拠る方が現実的・合理的であり、かつ、当該基準に基づいた支部が存在する場合は、当該支部の所

属とする。

したがって、当該基準に基づいた支部が存在しない場合は「場所性基準」による。

(3)本人の意向等から以上の基準で対応できない場合は、本人の意向及び該当する所属支部の意向を尊重し、また、その他の事情を勘案して、所属支部を決定する。

4. 「場所性基準」を基本とする場合の問題への対応

場所性を基準とした場合に発生する上記「b. 指揮命令系統の違いによる交渉の難しさ」の問題については、以下のように対応する。

指揮命令系統（所属先）が異なることから、発生した労働問題等への対処を所属支部が行なうことが困難または妥当でない場合は、当該問題は組合本部が担当する。

以上

【組合規約】

(支部の設置および廃止)

第26条 学部・研究科・部局等の職場・職域の実態に即して、支部を置くものとする。

2 支部の設置および廃止は、大会で決める。

(支部への所属)

第27条 組合員は何れかの支部に所属するものとする。ただし、職場・職域に支部が設置されていない組合員は、組合本部支部に所属するものとする。